

古子第 791 号

令和2年 4月 10日

幼児教育・保育施設入園児童保護者 様

古河市長 針 谷 力

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る市内幼児教育・保育施設の一斉登園自粛要請
について (依頼)

古河市の幼児教育・保育行政につきましては、日頃より多大なるご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今月に入り、古河市内においても複数の新型コロナウイルスの罹患者の報道がありました。

古河市自体もが感染拡大要注意市町村として茨城県から指定され、また、地理的にも緊急事態宣言がなされた埼玉県に隣接していることを踏まえ、市内幼児教育・保育施設入園児童保護者様に対して一斉登園自粛を要請します。

皆様におかれましては、大変ご迷惑をおかけいたしますが、市の新型コロナウイルスの感染拡大防止対策にご理解の上、自宅保育に差支えのない世帯におかれましては、ご協力の程、よろしく願いいたします。

なお、本要請は、就労等自宅での保育困難事由がある方に対して、無理な休園を強制するものではありません。

幼児教育・保育施設自体は開園している状態ですので、幼児教育・保育施設での保育が必要な方につきましては、ご登園いただいて差し支えありません。

(詳細な実施方法は別紙をご参照願います。)

(別紙)

1. 一斉登園自粛期間：令和2年4月13日（月）から令和2年5月6日（祝日）

※期間に延長がある場合は、改めてご連絡いたします。

2. 自粛要請対象者：自宅での保育が可能な世帯

※「施設の休園」要請ではありませんので、就労等で登園される児童の受け入れのため、施設は「開園」状態となっております。

3. 自粛要請期間中の保育料又は副食費の取扱い：

(1) 保育料：上記の期間中に限り、登園日数に応じて日割り計算の上、後日還付

公立保育所（園）は、後日、日割り分を保育料引き落とし口座に市から入金します。

認定こども園・小規模保育施設・事業所内保育施設は、後日、施設から日割り分保育料を還付します。

(2) 副食費（公立）：上記の期間中に限り、登園日数に応じて日割り計算の上、後日還付

※（1）（2）共に、登園自粛日数に応じた後精算になりますので、保護者様からは一度満額でお支払いいただくことになります。

※登園自粛の際の日割り分保育料の還付に係る請求方法等につきましては、改めてお示しいたしますが、必要に応じて、施設の出席簿等にて登園状況を確認する場合がありますことをご了承願います。

(3) 副食費（私立）：入園している施設にお問い合わせ願います。

4. 市が入所施設へ休園を要請する場合：

入所施設職員や入所児童が新型コロナウイルス陽性と診断された場合や濃厚接触者であった場合は、上記の一斉登園自粛の期間に限らず、施設全体又は1クラス（部屋）の休園を要請する場合がありますことをあらかじめご理解願います。

【問合せ先】〒306-0291 茨城県古河市下大野2248
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課
TEL：0280-92-3111（内線3327・3328・3329）

